

犬・猫の多頭飼養の届出



~



~



~



~



たくさんの犬や猫を飼育し、数が増えてしまった結果、経済的な理由や食事等の世話が追いつかなくなるなどの理由により、鳴き声や悪臭等による近隣住民への問題が発生し、ついには飼養継続不能に陥ることがあります。

このような事態を未然に防ぎ、適切なアドバイス等を行うため、「千葉県動物の愛護及び管理に関する条例」では、犬又は猫の多頭飼養の届出制度を設けています。

県の動物愛護管理行政に御理解と御協力をお願いいたします。

対象

- ・犬（生後91日未満の犬を除く。）又は猫（生後91日未満の猫を除く。）を10頭以上（犬及び猫を飼養又は保管をする場合は、これらの数を合算した数）飼養し、又は保管をする者

期限

- ・届出の対象となった日から30日以内

届出対象の除外

- ・第一種動物取扱業者が、その登録に係る飼養施設において犬又は猫を業として飼養し、又は保管する場合
- ・第二種動物取扱業者が、その届出に係る飼養施設において犬又は猫を業として飼養し、又は保管する場合
- ・化製場等に関する法律の動物の飼養又は収容の許可を受けた者が、その許可に係る施設において犬を飼養し、又は収容する場合
- ・獣医療法の診療施設において獣医師が診療のために犬又は猫を飼養し、又は保管する場合
- ・身体障害者補助犬法の訓練事業者が、身体障害者補助犬を育成する目的で犬を飼養し、又は保管する場合
- ・動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第10条の5第3項各号に定める場合において、犬又は猫を飼養し、又は保管する場合

届出方法

- ・新たに届出をする場合→犬又は猫の多頭飼養届出書（第1号様式）を飼養施設を管轄する健康福祉センター（保健所）の窓口へ直接提出
 - ・届出した内容を変更する場合→犬又は猫の多頭飼養変更届出書（第2号様式）を上記窓口へ直接提出又は郵送
- ※各様式は千葉県ホームページからダウンロードできます。

変更届が必要な場合

- ・届出者の氏名・名称・代表者の氏名又は住所の変更
- ・犬又は猫の数が30%以上増加したとき
- ・犬又は猫の数が10未満となったとき
- ・飼養又は保管の方法の変更

罰則

- ・届出をしない場合や虚偽の届出をした場合は、5万円以下の過料

■問い合わせ先

最寄りの健康福祉センター（保健所）健康生活支援課又は生活衛生課
健康福祉部衛生指導課 043-223-2642

